

送付が遅れた病院への事務連絡

Subject: ダイヤモンド・プリンセス号及び武漢チャーター便からの新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのためのかかり増し経費のお支払いについて

ダイヤモンド・プリンセス号及び武漢チャーター便からの新型コロナ患者等を受け入れた医療機関の皆さま

平素より大変お世話になっております。
厚生労働省健康局結核感染症課 医療機関体制整備担当でございます。

昨年ののダイヤモンドプリンセス号及び武漢チャーター便からの新型コロナウイルス感染症患者等の入院受け入れの際の
かかり増し経費のお支払いについて、ご連絡が遅くなり大変申し訳ございません。

お支払い方法を別添事務連絡のとおりご案内いたしますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

内容をご確認のうえ、令和3年2月19日（金）までに請求書等が当方に到着いたしますよう請求の手続きをよろしくお願いいたします。

こちらのご連絡については大変申し訳ございませんが1月15日に本来周知すべきであったものを送付もれがあり、本日対象の医療機関さま宛に送付させていただいております。

事務連絡の期限は2月15日（月）とさせていただいておりますが、本日送付させていただいた医療機関さまについては上記のとおり2月19日（金）期限とさせていただきます。

期限までのご提出が困難な場合は調整いたしますので、事前にご連絡いただけますと幸いです。

【事務連絡】

【様式】

また、支払を迅速に行うため、貴院の振り込み先口座情報を聴取させていただきたく存じます。

つきましては、以下の様式を 令和3年2月15日（月）までにメールで返信
いただきますよう よろしくお願いいたします。

ダイヤモンドプリンセス号、武漢チャーター機関連の各種未払金について、既に依頼
しているものも含め、
スケジュールは以下のとおりとなっております。

（支払方法をご案内する各種未払金）

- ダイヤモンドプリンセス号から下船された方々のうち入院勧告がない乗客・乗員の
医療費等
- ダイヤモンドプリンセス号から下船された方々のうち入院勧告がある乗客・乗員の
医療費等
- 武漢チャーター機で帰国された方の医療費等

④ ダイヤモンドプリンセス号の下船者、武漢チャーター機での帰国者の受入れの
ためのかかり増し経費（通常の入院に比べて手厚い人員体制、動線確保等）（本依頼）
（スケジュール）

R2年12月22日・・・①を依頼済

R3年1月8日・・・①の提出期限

R3年1月13日・・・②を依頼済

R3年1月13日・・・③を依頼済（該当する医療機関のみ送付済）

R3年1月15日・・・④の依頼を送付（本依頼） ← 送付が漏れており大変ご
迷惑をおかけしました。本メールが1月15日に依頼する予定であったものです。

R3年2月5日・・・②と③の提出期限

R3年2月15日・・・④の提出期限

〔照会先〕

厚生労働省健康局結核感染症課 医療機関体制整備担当

メールアドレス：covid19_ouen@mhlw.go.jp

（電話番号：03-5253-1111（内線）2040）

厚生労働省健康局結核感染症課